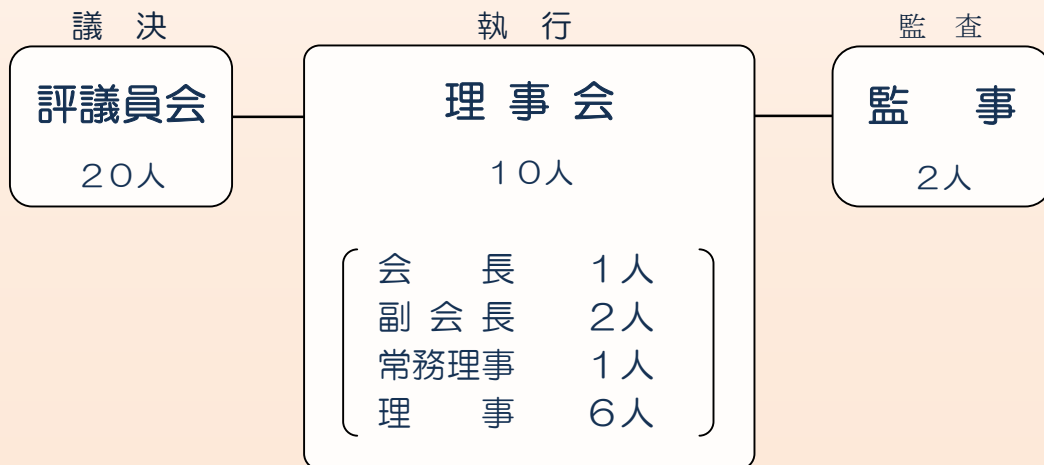


地域住民

賛助会員（一般家庭や法人）

一般会員

- 第1種会員 地区地域福祉推進員会
- 第2種会員 地区自治会連絡協議会
- 第3種会員 地区民生委員児童委員協議会
- 第4種会員 社会福祉施設
- 第5種会員 福祉団体
- 第6種会員 社会福祉活動団体
- 第7種会員 福祉協力団体
- 第8種会員 社会福祉に関する学識経験者
- 第9種会員 社会福祉に関係ある行政機関



※ 社会福祉協議会は、広く、社会福祉・地域福祉にかかわる個人・団体の参加を得て活動しています。「社会福祉・地域福祉にかかわる個人・団体」のひとつの柱は住民、もうひとつの柱は社会福祉を目的とする事業関係者です。

※ 厚木市社会福祉協議会の会員には、一般会員と賛助会員があります。

賛助会員は、本会の趣旨に賛同いただいた一般家庭及び法人の皆さま、また、一般会員は、地区地域福祉推進委員会や地区自治会連絡協議会、地区民生委員児童委員協議会、社会福祉施設、福祉団体等の地域における住民組織や公私の社会福祉事業関係者で、納入いただいた会費を財源として地域福祉活動に取り組んでいるものです。

会長・副会長

常務理事

事務局長

総務係

公印の管理に関する
こと、理事会・評議員会及
び監事会に関する
こと、予算及び決算に関する
こと、社会福祉事業の総合
的企画及び調整に関する
こと、文書・人事・給与
及び職員のサービス及び研修
に関する
こと、経理並び
に財産及び物品の保管移
管する
こと、寄付金に関する
こと、「社協あつぎ」
の発行に関する
こと、厚木市社会福祉大会に関する
こと、公益事業に関する
こと、収益事業に関する
こと

地域福祉係

地区地域福祉推進委員会
及び地区民生委員児童委
員協議会に関する
こと、地区地域福祉推進委員会
の連絡に関する
こと、ボ
ランティアの育成及び支
援に関する
こと、ボラン
ティアセンターの管理運
営に関する
こと、厚木市
社会福祉施設連絡会に関する
こと、賛助会員の募
集に関する
こと、神奈川
県共同募金会厚木市支会
に関する
こと、厚木市民
生委員児童委員協議会に
関する
こと

援護係

障害福祉サービス事業に
関する
こと、有料在宅援
護事業に関する
こと、権
利擁護支援センター事業
に関する
こと、日常生活
自立支援事業に関する
こと、生活福祉資金及び緊急
援護資金の貸付けに関する
こと、高齢者・知的
障がい児者等福祉事業に
関する
こと、交通遺児の
援護に関する
こと、福祉
団体等の指導・支援に関
する
こと、移送サー
ビスに関する
こと、福祉人材
の養成に関する
こと、車
いすの貸出しに関する
こと